

I. 事実の概要

5 甲県 Q 市にある P ホテルは、業界では有名な高級ホテルで、インターネットや観光雑誌などにおける利用者評価は満足が 9 割を超えるほど、サービス、施設、アクセス等、あらゆる要素において他の追従を許さないホテルである。

しかし、令和 3 年 1 月 20 日午前 2 時、氏名不詳の第三者による放火により、同ホテルは全焼し、当時の全宿泊客 294 人のうち、60 人が重軽傷を負い、病院に搬送されて死亡が
10 確認された者及び現場において焼死したと確認された者、合わせて 23 人が死亡した。

事件当時における状況は以下の通りであった。当時の「防火管理者」(消防法 8 条 1 項)であった X は、P ホテルを実質的に所有していた A 会社の取締役会において、コロナ禍における実績悪化に対処する為には、運営コストを削減すべきで、具体的には施設管理や従業員数などの面におけるコスト削減をすべきであると主張していたが、取締役会は、コスト削減は P ホテルの評価を落とす可能性があるとし、A の主張を退けていた。そこで X は
15 独断の判断で P ホテルの運営コスト削減を断行した。具体的には①ホテルの施設管理に投下している資金の 3 割程度の削減、②100 人強であった従業員の数を 80 人程度に減らすこと、③週に一回の頻度で行っていた外部検査機関によるホテルの安全確認検査の頻度を月に一回程度に減らすことである(尚、Q 市条例によると、客室数が 100 室以上の宿泊施設
20 においては、最低 100 人の従業員、月に 2 回以上の安全確認検査が義務付けられていたが、P ホテルの総客室数は 170 室であった)。X は、この削減を行うと、万が一の事態が発生した際には、対処がなかなか厳しくなるかもしれないという危惧感を持っていたものの、実績悪化による経営難を避けるべきである上、コロナ禍という状況がある為、宿泊客がそこまで多くないので、通常より少人数でも対処できると考えられた為、削減を断行し
25 た。又、A 会社の代表取締役で P ホテルの「管理について権原を有する者」(消防法 8 条 1 項、以下、「管理権原者」とする)であった Y は、このようなコスト削減が行われたことを知り、X と同様の危惧感を持ったものの、現場の管理者である X の判断を尊重すべきであると考え、これを放置した。その結果、上記の火災の際、深夜スタッフ人数の不足による措置の遅滞、及び確認検査を怠らなければ確認できたはずの建物の欠陥により、十分な
30 対処が出来なかった。

以上の事実関係の下、X 及び Y の罪責を検討せよ。

参照条文 消防法 8 条 「学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店...、複合用途防火対象その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理
35 について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、

政令で定めるところにより、当該防火対象物について...防火管理上必要な業務を行わせなければならない。」

Ⅱ. 問題の所在

- 5 過失犯において、どの程度の予見可能性があったか、並びに過失による共同正犯が成立するか否か。

Ⅲ. 学説の状況

1. 過失の認定について

10 ア説(旧過失論)

過失を過失犯における責任要件と解し、結果予見可能性を過失概念の中心とする考え方¹。

イ説(新過失論)

- 15 過失を違法要素と捉え、結果予見可能性に加え結果回避義務を過失概念の中心とし、その結果回避義務を緩やかに適用することにより過失犯の処罰範囲の限定を図る考え方²。

イ-1 説(具体的予見可能性説)

- 20 過失を認めるには特定の構成要件的结果の発生とそれに至る因果経過の基本的部分の予見可能性が必要だとする³説。

イ-2 説(危惧感説)

- 25 結果予見可能性を結果発生の危惧感ないし不安感で足りるとし、そのような危惧感を払拭するために必要な結果回避措置(結果回避義務)を怠ったという点において過失を認める⁴説。

2. 過失の共同正犯について

α 説(否定説)

過失の共同正犯成立を否定する説。

30 β 説(肯定説)

¹ 山口厚『刑法[第3版]』(有斐閣,2015)123頁参照。

² 木村光江『刑法[第4版]』(東京大学出版会,2018年)74頁。

³ 木村・前掲(注2)79頁。

⁴ 藤木英雄,板倉宏『刑法案内2』(勁草書房,2011年)58-59頁。

過失の共同正犯成立を肯定する説。

IV. 判例の状況(裁判例)

最高裁平成5年11月25日 刑集 第47巻9号242頁

5 [事実の概要]

被告人は、地下2階、地上10階の建物を所有して経営してホテルを経営していた株式会社ホテルニュージャパンの代表取締役社長で、消防法上の防火対象物である本件建物に関する同法8条1項の管理権原者でもあった。同法等の法令などによりほぼ全館に設置が義務づけられていたスプリンクラー設備は、4階から10階までは設置されておらず、一部の階に代替防火区画が設けられていただけであり、消火、通報および避難の訓練(消防訓練)も形式的なもの以外は、まったく行われておらず、消防当局は、これらの設置に必要なそ及工事の促進を指導するなどしていたが、被告人は、そ及工事が完了していないことを認識するなどしていたにもかかわらず、資金的にもその実施が十分可能であったそ及工事を行わなかった上、防火管理体制の不備を放置していた。このような状態の中で、昭和57年2月8日午前3時16,7分ころ、9階客室の宿泊客のたばこの不始末によりベッドから出火し、火災が9,10階の大部分の範囲にわたり、延焼が拡大した。出火は当直従業員らによって早期に発見されたが、当直従業員らは、組織的な対応ができなかった上、各個人の対応としても、火災の拡大防止、被災者の救出のための効果的な行動を取ることができなかったため、就寝中などの理由で逃げ遅れた宿泊客ら32名が火傷、一酸化炭素中毒、頭蓋骨骨折等により死亡し、24名が負傷した。

第1審判決は、被告人および同社の支配人兼総務部長であったAについて、業務上過失致死傷罪の成立を認め、原判決は、被告人の控訴を棄却した。被告人が上告。

[判旨]

25 上告棄却。

「被告人は、代表取締役社長として、本件ホテルの経営、管理事務を統括する地位にあり、その実質的権限を有していたのであるから、多数人を収容する本件建物の火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するための防火管理上の注意義務を負っていたものであることは明らかであり、ニュージャパンにおいては、消防法8条1項の防火管理者であり、支配人兼総務部長の職にあったAに同条項所定の防火管理業務を行わせることとしていたから、同人の権限に属さない措置については被告人自らこれを行うとともに、右防火管理業務についてはAにおいて適切にこれを遂行するよう同人を指揮監督すべき立場にあったといふべきである。そして、昼夜を問わず不特定多数の人に宿泊等の利便を提供するホテルにおいては火災発生の危険を常にはらんでいる上、被告人は、昭和54年5月代表取締役社長に就任した当時から本件建物の9,10階等にはスプリンクラー設備も代替防火区画も設置さ

れていないことを認識しており、また、本件火災の相当以前から、既存の防火区画が不完全である上、防火管理者である A が行うべき消防計画の作成、これに基づく消防訓練、防火用・消防用設備等の点検、維持管理その他の防火防災対策も不備であることを認識していたのであるから、自ら又は A を指揮してこれらの防火管理体制の不備を解消しない限り、

5 いったん火災が起これば、発見の遅れや従業員らによる初期消火の失敗等により本格的な火災に発展し、従業員らにおいて適切な通報や避難誘導を行うことができないまま、避難経路等に不案内の宿泊客らに死傷の危険の及ぶおそれがあることを容易に予見できたことが明らかである。したがって、被告人は、本件ホテル内から出火した場合、早期にこれを消火し、又は火災の拡大を防止するとともに宿泊客らに対する適切な通報、避難誘導等を行

10 うことにより、宿泊客らの死傷の結果を回避するため、消防法令上の基準に従って本件建物の 9 階及び 10 階にスプリンクラー設備又は代替防火区画を設置するとともに、防火管理者である A を指揮監督して、消防計画を作成させて、従業員らにこれを周知徹底させ、これに基づく消防訓練及び防火用・消防用設備等の点検、維持管理等を行わせるなどして、

15 被告人がこれらの措置を採ることを困難にさせる事情はなかったのであるから、被告人において右義務を怠らなければ、これらの措置があいまって、本件火災による宿泊客らの死傷の結果を回避することができたといえる。

以上によれば、右義務を怠りこれらの措置を講じなかった被告人に、本件火災による宿泊客らの死傷の結果について過失があることは明らかであり、被告人に対し業務上過失致死

20 傷罪の成立を認めた原判断は、正当である。」

[引用の趣旨]

ホテルの防火措置を怠ることが過失に当たると判断しているため。

25 東京地裁平成 4 年 1 月 23 日 判時 1419 号 133 頁

[事実の概要]

被告人 X と Y は、地下洞道内の電話ケーブルの保守・点検を行う下請会社の作業員である。両名は、2 人で共同・分担しながら、地下洞道内で、(各人 1 個)点火したトーチランプを用いて、ケーブルの接続部の鉛管を溶かして断線部を探索するという作業に従事していた(作

30 業対象ケーブルの下のケーブルに布製防護シートをかけていた)。

X が、断線箇所を発見し、修理方法等を検討するため、両名は、いったん洞道から退出したが、その際に、トーチランプの消火を相互に確認することなく、同ランプを防護シートの近接位置に置いたまま立ち去ったため、そのうちの未消火の 1 つの炎が防護シートに着火し、それがケーブル等に延焼の上、ケーブル 104 条、洞道壁面 225 メートルを焼損させ、

35 地下洞道とつながる世田谷電話局に延焼するおそれのある状態を発生させた。

[判旨]

罪となるべき事実として「洞道外に退出するに当たり、同所には右のとおり布製防護シートが垂らされており、右シートにトーチランプの炎が接して着火し、火災が発生する危険
5 があり、これを十分に予見することができたのであるから、右危険を回避するためには、被告人兩名において、前記作業で使用した計 2 個のトーチランプを指差し呼称するなどして確実に消火したことを相互に確認し合い、共同して火災の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったのにも拘わらず、これを怠り、右 2 個のトーチランプの炎が確実に消火しているか否かにつき何ら相互の確認をすることなく、トーチランプを前記防護シート
10 の近接位置に置いたまま、被告人兩名共に同所を立ち去った過失により、右 2 個のトーチランプのうちとろ火で点火されたままの状態にあった 1 個のトーチランプから炎を前記防護シート等に着火させ」上記火災が発生し、それをもって公共の危険を生じさせたと認定し、業務上失火罪(平成 3 年改正前 117 条の 2 前段)につき、60 条を適用し、被告人兩名の共同正犯を認めた。

15

[引用の趣旨]

本判決は過失における共同正犯を認めた点において検察側の主張と合致するため引用したものである。

20 **V. 学説の検討**

1. 過失の認定について

ア説(旧過失論)

旧過失論によれば、故意を構成要件該当事実の認識・予見と解するのに対応して、過失は、構成要件該当事実の認識・予見可能性と解され、とくに問題となる過失致死傷罪では、
25 人の支障という結果の惹起が構成要件該当事実であることから、結果の予見可能性と略称されることが多い。⁵しかしながら、犯罪行為はそれ自体が無価値なものと解するべきであって、予見可能性の判断をする際に、現実が発生した結果に関して考慮する必要はないといえる。

よって、検察側はア説を採用しない。

30

イ説-1 説(具体的予見可能性説)

具体的な予見可能性は、「ある」といえば「ある」といえ、「ない」といえば「ない」ともいえる非科学的な概念であり、それだけでは処罰の拡大の歯止めにはならないことを

⁵ 山口厚・前掲 244 頁参照。

自認してしまうことになるという点で妥当ではない。⁶

よって、検察側はイ説-1説を採用しない。

イ説-2説(危惧感説)

- 5 本説は、結果予見可能性を結果発生への危惧感ないし不安感で足りるとし、そのような危惧感を払拭するために必要な結果回避措置(結果回避義務)を怠ったという「落ち度」を過失としてとらえるものであり⁷、森永ドライミルクヒ素中毒事件をはじめとする、公害や企業災害など現代的人災には対処できない伝統的過失理論を克服しているという点で妥当する。⁸
- 10 よって、検察側はイ説-2説を採用する。

2. 過失犯の共同正犯について

α説(否定説)

- 15 旧過失論によれば、過失とは意思の緊張を欠いた心理状態であって、この無意識の心理状態を共同にすることはできないため、過失の共同正犯は否定される。⁹しかしながら、検察側は過失の認定につき危惧感説を採用するため、本説は妥当しない。
- また、XとYが共同して道路工事をしていたところ、道路が陥没する事故が発生し、自己に巻き込まれたAが死亡したが、XとYの過失行為とA死亡との間の因果関係が不明であったという事例¹⁰において、Aの死亡という重大な結果が発生しているのにも関わらず、過失の共同正犯を認めることができなければ結論が妥当しないといえる。
- よって、検察側はα説を採用しない。

β説(肯定説)

- 25 60条は、2人以上が共同して犯罪を実行したことを共同正犯であるとしており、過失犯の共同正犯を認める余地はあると解される。また、単独では結果との直接の因果性が認められない者にも過失犯の成立を認めることができる点で妥当する。¹¹また、検察側は、過失の認定について危惧感説を採用するところ、過失とは注意義務に違反した行為であって、

⁶ 藤木, 板倉・前掲 65 頁参照。

⁷ 藤木, 板倉・前掲 58 頁。

⁸ 藤木, 板倉・前掲 61 頁。

⁹ 松原芳博『刑法総論[第2版]』(日本評論社,2017)463頁。

¹⁰ 内田幸隆, 杉本一敏『刑法総論』(有斐閣,2019)238頁参照。

¹¹ 前田雅英『刑法総論[第6版]』(東京大学出版,2015年)369頁。

この行為を意識的に共同することは可能であるので過失の共同正犯は肯定できる。¹²

よって、検察側はB説を採用する。

VI. 本問の検討

5 第1. Xの罪責について

1. Xが「防火管理者」(消防法8条1項)を務めるPホテルにおいて火事が起こりその際に宿泊客60人が傷害を負い、23人が死亡したことについて、それぞれ業務上過失致傷罪(211条)、業務上過失致死罪(211条)が成立するか。

10 2. (1)「業務」とは、人の生命身体に危害を加える恐れのある行為を反復継続して行う行為であるところ、Xは「防火管理者」であり、Pホテルの防火管理上重要な役割を担っている。本件においてXの判断により変更されたPホテルの運営システム、人事体制はQ市条例に鑑みても不十分な防火管理であるといえ、ひとたび火事が発生すれば人の生命身体に危害を加える危険がある。Xの職務としての運営システムを変更したのは1回であるが、運営システムは今後も継続して実行され、その変更の判断は現場の管理者であるXに委ね
15 られていることを考えれば、行為を反復継続しているといえ、Xの行為は「業務」にあたる。

(2)次に、過失犯の実行行為性が認められるか。認められるためには注意義務違反、すなわち予見可能性、結果回避義務違反があることを要する。

20 まずXに結果予見可能性があるか。この点検察側はイ-2説を採用する。従って結果発生の危惧感ないし不安感があり(結果予見可能性)、そのような危惧感を払拭するために必要な結果回避措置(結果回避義務)を怠ったと認められれば、実行行為性は認められる。本件では、Xは運営コスト削減を断行し運営システム、人事体制を変更すれば、火事が起きた場合対処が厳しくなるかもしれないという危惧感を有している。よって致死傷結果の予見可能性も肯定される。

25 では、結果回避義務違反は認められるか。本件においてXが回避すべき結果は交通事故の発生であるが、Xは「防火管理者」であり、Pホテルの防火管理上必要な業務を行う義務がある。

以上よりXの業務上過失致死傷罪の注意義務違反が肯定され、実行行為性が認められる。

30 (3)また、宿泊客の傷害結果も死亡結果も、Xの運営システムの変更による人員の不足による措置の遅滞、及び確認検査を怠ったことによる対応の不十分さによるものであり、因果関係は肯定される。

3. 以上よりXには業務上過失致傷罪(211条)、業務上過失致死罪(211条)が成立し、両者は観念的競合(54条1項)となる。

¹² 松原・前掲463頁。

第2. Yの罪責

1. Yの、Xの上記判断とそれに付随する行為を放置した行為について、業務上過失致死傷罪の共同正犯(刑法60条、211条)が成立しないか。

5 2. (1)共同正犯とは2人以上の者が共同して犯罪を実行することをいうところ、その成立には共同実行の事実と共同実行の意思が必要である。そこで、検察側の採用するイ説・2説(危惧感説)によると、過失犯における結果予見可能性は結果発生の危惧感ないし不安感で足り、過失とはそのような危惧感を払拭するために必要な結果回避措置(結果回避義務)を怠ったという「落ち度」のことであるところ、共同実行の事実とはそのような「落ち度」を共同して持つことである。また検察側の採用するβ説(肯定説)においては、共同正犯とは相互に
10 行為を事実上共同して犯罪を行うことである以上、共同実行の意思は共同する意思で足りると考える。

(2)本件においてYはA会社の代表取締役でPホテルの「管理について権原を有する者」(消防法8条1項)という同ホテルの管理について監督する責任のある立場であり、Xの上記判断とそれに付随する行為を知っていた。しかし、本件死傷結果発生に対しての危惧感を
15 Xと同様に持っていたにも関わらずXの上記行為を放置した。この点において、YはXの行為を監督しXの本件行為を防止すべきであったところ、これを行わなかったため、YもXと同様、本件結果発生に対する結果回避措置を怠ったと言え、共同実行の事実が認められる。またYが現場の管理者であるXの判断を尊重すべきと考えた点において、YはXの実行行為について同様の意思を持って上記行為に及んでいると言えるため、共同実行の意
20 思も認められる。

3. よって、Yには業務上過失致死傷罪の共同正犯(刑法60条、211条)が成立する。

VII. 結論

XとYは、それぞれ業務上過失致死傷罪(211条)の共同正犯(60条)として罪責を負う。

25

以上